

第四十八回国会
衆議院
商工委員会議録 第十一号

(三三三)

昭和四十年三月五日(金曜日)

午前十一時五分開議

出席委員

委員長 内田 常雄君

理事 小川 平二君

理事 宇田 重雄君

理事 加賀田 進君

理事 稻村 左近四郎君

小沢 辰男君

黒金 泰美君

田中 正巳君

長谷川 四郎君

榎井 茂尚君

田中 武夫君

山崎 始男君

出席政府委員

通商産業政務次官

官 岡崎 英城君

通商産業事務官

(税務局長) 伊藤 三郎君

委員外の出席者

専門員 渡邊 一俊君

三月五日

委員村上勇君辞任につき、その補欠として稻村左近四郎君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員稻村左近四郎君辞任につき、その補欠として村上勇君が議長の名で委員に選任された。

三月二日

小規模企業共済法案(内閣提出第七六号)

高圧ガス取締法の一部を改正する法律案(内閣提出第一一〇号)

第一類第九号

商工委員會議録第十一号 昭和四十年三月五日

同月三日

総合エネルギー調査会設置法案(内閣提出第一一〇号)

は本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

高圧ガス取締法の一部を改正する法律案(内閣提出第一一〇号)

○内田委員長 これより會議を開きます。

去る三月二日付託となりました内閣提出の高圧ガス取締法の一部を改正する法律案を議題とし、岡崎通産政務次官より趣旨の説明を聴取することといたします。岡崎通産政務次官。

高圧ガス取締法の一部を改正する法律案

高圧ガス取締法の一部を改正する法律案

高圧ガス取締法(昭和二十六年法律第二百四号)の一部を次のように改正する。

第二十四条の二を次のように改める。

第二十四条の二 次の表の上欄に掲げる種類の高圧ガス(以下「特定高圧ガス」という。)を消費する者であつて、その消費する特定高圧ガスの貯蔵設備の貯蔵能力が同表の下欄に掲げる数量以上であるもの又はその消費に係る事業所以外の事業所から導管によりその消費する特定高圧ガスの供給を受けるもの(以下「特定高圧ガス消費者」と総称する。)は、事業所及び消費する特定高圧ガスの種類ごとに、消費開始の日の二十日前までに、消費(消費に係る貯蔵及び導管による輸送を含む。以下同じ。)のための施設の位置、構造及び設備並びに消費の方法を記載した書面を添えて、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

種 類

数 量

圧縮水系

容積 三百立方メートル

圧縮天然ガス

容積 三百立方メートル

液化酸素

質量 三千キログラム

液化アンモニア

質量 三千キログラム

液化石油ガス

質量 三千キログラム

液化塩素

質量 千キログラム

2 前項の貯蔵能力は、通商産業省令で定める基準に従つて算定するものとする。

第二十四条の三 第一項中「液化酸素消費者」を「特定高圧ガス消費者」に改め、同条第二項及び第三項中「液化酸素消費者」を「特定高圧ガス消費者」に、「液化酸素」を「特定高圧ガス」に改める。

第二十四条の四 第一項中「液化酸素消費者」を「特定高圧ガス消費者」に改め、同条第二項中「液化酸素消費者」を「特定高圧ガス消費者」に改め、同条第三項中「液化酸素消費者」を「特定高圧ガス消費者」に改め、同条第四項中「液化酸素消費者」を「特定高圧ガス消費者」に改める。

第三十二条第二項中「液化酸素」を「特定高圧ガス」に改める。

第三十四条中「液化酸素消費者」を「特定高圧ガス消費者」に改める。

第三十五条の二 第一項製造者の下に「又は特定高圧ガス消費者」を、「製造」の下に「又は消費」を加える。

第三十六条第一項中「液化酸素」を「特定高圧ガス」に改める。

第三十七条第一項中「第二十四条の二」の下に

「第一項」を加え、「液化酸素消費者」を「特定高圧ガス消費者」に改め、同条第二項中「液化酸素消費者」を「特定高圧ガス消費者」に改める。

第三十八条第二項中「液化酸素消費者」を「特定高圧ガス消費者」に改め、「第二十四条の三第三項」の下に、「第三十四条」を加える。

第三十九条第一号中「液化酸素消費者」を「特定高圧ガス消費者」に改め、「液化酸素」を「特定高圧ガス」に改め、同条第二号中「液化酸素消費者」を「特定高圧ガス消費者」に改める。

第四十条第一項第三号中「通商産業省令で定める規格に適合するバルブ」を「バルブ(通商産業省令で定める規格に適合するバルブ及び通商産業省令で定める規格に適合するもの)」に改める。

第五十九条の九第三号を次のように改める。

三 特定高圧ガス消費者

第六十一条中「液化酸素消費者」を「特定高圧ガス消費者」に改める。

第七十四条第一項中「第二十四条の二」の下に「第一項」を加える。

第八十一条第七号中「液化酸素」を「特定高圧ガス」に改める。

第八十三条第一号中「第二十四条の二」の下に「第一項」を加える。

附 則

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 この法律の施行の際現に特定高圧ガス消費者である者(次項に規定する者を除く。)に関する改正後の第二十四条の二第一項の規定の適用については、同項中「消費開始の日の二十日前までに」とあるのは、「高圧ガス取締法の一部を改正する法律(昭和四十年法律第 号)の施行の日から一月以内に」とする。

3 この法律の施行の際現に、改正前の第二十四
条の二の規定による届出をして、三千キログラ
ム以上の液化酸素を貯蔵することができ、設備
に貯蔵して液化酸素を消費している者は、液化
酸素について改正後の同条第一項の規定による
届出をしたものとみなす。

4 この法律の施行の際現に改正前の第二十八
条第三項の規定により前項に規定する者が都道府
県知事に届け出ている液化酸素取扱主任者は、
液化酸素について改正後の第二十八条第三項の
規定による特定高圧ガス取扱主任者として選任
されたものとみなす。

5 この法律の施行前にした行為に対する罰則の
適用については、なお従前の例による。

理由

高圧ガス的大量消費の増加に伴って発生が予想
される災害の防止を図るため、高圧ガスの消費に
関する規制を強化する等の必要がある。これが、
この法律案を提出する理由である。

○岡崎政府委員 高圧ガス取締法の一部を改正す
る法律案につきまして、その提案理由を御説明申
し上げます。

従来、高圧ガスによる災害は加圧による高圧状
態の発生、あるいは容器に対する充てん等の過程
において多く、したがって高圧ガス取締法による
規制も、加圧、充てん等の製造行為に対して最も
きびしかった反面、加圧よりもむしろ減圧に伴う
消費に対しては、液化酸素を除いてきわめてゆる
やかなものでありました。

しかるに、最近では、高圧ガス需要の増大とタ
ンクローリー等の輸送手段の発達により高圧ガ
スを他から受け入れて消費する事業所が増加し、
富山における塩素漏洩にみるような大規模な事故
が発生するなど、特定の高圧ガスについては製造
のみならず消費についても規制を強化する必要が
痛感されてまいりましたのであります。

このような状況に照らしますと、現行法の保安
体制では高圧ガスによる災害の万全な防止をはか
るためには不十分であることが認識されてまいっ
たのであります。よって政府といたしましてはそ
の改正について鋭意検討を加えてまいりました
が、ここに成案を得て、本改正案を提出いたす次
第であります。

この改正案の主要点を要約いたしますと次のと
おりであります。

第一は、高圧ガスを大量に消費する特定の事業
所に対する規制の強化であります。すなわち、圧
縮酸素、圧縮天然ガス、液化アンモニア、液化石
油ガス及び液化塩素を液化酸素に追加して、これ
らの高圧ガスを一定量以上貯蔵し、または導管に
より受け入れて消費している者に対して、消費の
開始等について届け出させること、消費の方法に
加えて消費の施設についても技術上の基準を定め
これを遵守せしめるとともに、必要ある場合には
基準適合命令を出し得るものとする、消費事
業所ごとに取り扱い主任者を選任せしめてこれを
届け出せしめること等であります。

第二は、第一と関連しまして、このような高圧
ガスの消費者に対して、消費設備について定期自
主検査を行なうことを義務づけ、自主保安によっ
て取り締まりを補完せしめ、もって消費先におけ
る保安に万全を期せんとする点であります。

第三は、最近の大型容器の普及により現行法の
容器に対する規制が不十分になってきた点を是正
しようとするものであります。すなわち、従来、
容器本体については十分な規格が定められており
保安の実をあげておりますが、その付属品につい
ては安全弁等のバルブに規格があるのみで、大型
容器に必要な液面計、配管等に関しては規定が定
められておりません。今回の改正は、このような
付属品につきましても、容器の性質に応じて装着
義務及び規格を定めてこれを遵守せしめ、もって
容器関係事故の絶滅をはからうとするものであり
ます。

以上が改正の主要な点であります。政府といた

しましては、この改正によって、高圧ガス関係産
業における保安体制を一そう充実させることによ
り、公共の安全を維持するとともに関係産業の健
全な発展に寄与したいと念願いたしている次第で
あります。

何とぞ慎重御審議の上御賛同くださいますよう
お願い申し上げます。

○内田委員長 以上で説明は終わりました。

○内田委員長 次に、本案に対する質疑の通告が
ありますので、順次これを許可いたします。三原
朝雄君。

○三原委員 ただいま議題となりました高圧ガス
取締法の一部改正に対します法律については賛成
するものでございますが、何しろ需要がとみに拡
大し、その使用されております地域もきわめて広
範なものになってまいりました。その反面、爆発
あるいはガスの漏洩等によります災害事故が、昨
年におきましては、富山、大阪、広島等、また、
昨今におきましては、名古屋等におきまして起こ
ったわけでございまして、こういう結果から見ても
公共の安全に重大な影響が及んでまいりまして、住
民不安が起り、社会問題になってまいりました
ので、私は保安対策の点から、一、三の質問をい
たしたいと思っております。

まず、こうした災害事故が次々に起こっており
ますが、その実態がどういふものであるか、な
お、この実態に対しまして政府の措置がいかにな
されたかという点について、なお、昨年あ
った富山化学の災害が起りまして、その後、省
令の改正等がなされたわけでございまして、その実
態がどうであるか、なおまたそうした省令の改正
と、今回法律の一部改正がなされるわけでござい
ますが、そうした点の関連等について、まずこれ
は局長からお答えをお願いしたいと思います。

○伊藤政府委員 第一の最近における高圧ガス
の災害事故の発生状況についてお答えいたします
と、昭和三十八年が六十三件の事故が発生いたし
ておりまして、死者が七名、傷者が百四十三名と
なっております。昭和三十九年におきましては、
事故が四十九件、死者が十人、傷者が二百五十人
となっております。このうち液化石油ガス関係の
件数を申し上げますと、昭和三十八年に四十七件
でございましたが、昨年は三十一件と減少をいた
しております。しかしながら、最近の高圧ガスに
よる災害は、災害規模が大きくなっておりまし
て、お話をいたしました富山化学の塩素の漏洩事
故では四十六名が入院をし、一時的な気管障害と
いうようなものを含めると五百人以上が被害を
こうむっておる状況でございます。この事故に対
しましては、さつき学識経験者に依頼いたしま
して、十分調査、検討いたしましたのでその対策を考
えた次第でございます。その調査結果等に基づきま
して、昨年十一月に省令の一部改正を行ないまし
て、事故防止対策を行なった次第でございます
が、今回の法律改正によりまして、さらに万全な
保安体制をとりたいというのを考えておる次第
でございます。

第二の、昨年改正いたしました省令の内容でござ
いしますが、この富山化学の事故の原因が消費施
設の修理方法の欠陥にあったという点から、消費
の方法について規制を強化したわけでございま
す。その内容としましては、消費施設の修理工事
の前あるいはあとにおきまして、危険予防、耐圧
及び気密の確認をする等の措置について規制をい
たしたわけでございます。ただし、これは消費自
体については法律に根拠規定がございませんで、
今回の法律改正で措置したいというふう
にお願いをしておる次第でございます。

次に、今回の法律改正と昨年の省令の改正とは
どういう関係かという点のお尋ねでございますが、
昨年の省令改正は、富山化学における塩素ガ
ス噴出事故及び大阪府下におけるプロパンの爆発
事故に対する措置でございまして、先ほど申しま
したように、省令だけでは不十分な点がございま
す。富山化学の事故に対しましては、先ほど申し
ましたように消費施設についての基準の維持、あ

す。であります。はたしてこのままでいいのかどうかという点は、御指摘のとおり問題があると考えております。したがって、先ほど申しま

したように、私どものほうとしましては案を検討し、また保安協会に対しても、改正の件について諮問をしておるわけでございます。それから、対象物件につきましても、御指摘のとおり市街地と農村等におきましては事情が違ふと考えますので、こういうものを画一的な距離で律してあります現在の基準が適正であるかどうかという点につきまして、私も疑問があるのではないかと考えております。そういう立地上の条件によりまして、それに応じた必要限度の規制を加えるべきではないかというふうに考えておりますので、そういう点もあわせて検討を加え、また高圧ガス保安協会に諮問をしておる次第でございます。

○三原委員 次は保安検査でございますが、現在の検査の回数が、これも地方の県等ですけれどもよく言っておりますが、少なきに失するのではないかと、また検査内容等が具体性を欠き、内容的に不十分だという声を聞かれています。どうもこの点につきましては、われわれ産炭地等で、石炭産業等においてもいろいろ保安の問題が問題になるわけでございますが、そういう回数の問題なり検査の内容等についてどういうぐあいであるか、御意見を伺いたいと思います。

○伊藤政府委員 これは省令の規定によりまして、都道府県知事に計器の検査を行なわしておるわけであります。府県の担当者の人員も限度がありまして、逐次増加はしておりますが、目下のところ、これでは必ずしも十分な状況ではございません。その範囲で、極力広範囲な検査を行なうように措置をいたしておりますが、現在のところ、定期の検査は年一工場一回程度の状況でございます。そういう状況でございますが、このほか工場、消費者等の自主検査を強化してまいりたいというところで、高圧ガス保安協会を昨年の法律改正によりまして設立をいたしております。この保安協会を中心といたしまして自主検査を強化するように、協会の者は、中小企業等につきましてはできるだけ巡回して指導するように、あるいは取り扱ひ者の教育をやるようにということと

めておるわけでございまして、官民一体となつて保安の万全を期したいということを現在推進いたしておるわけでございます。

○三原委員 今日までのガスに対する検査の実態というのは、ほとんど完全な実施がなされていまいという事情のようでございます。しかし問題は、壁頭申し上げましたように、次々に、需要の拡大とともに、これに正比例して事故が発生するといふようなきわめて憂うべき現状でございます。特にひとつ検査につきましても、もっと積極的に、しかも回数等も増し、その内容等も御検討を願つて、検査の励行を指導願いたいと思つてございまして、特に問題点があつた場合は、それを確認するとともに、その事後処理が完全になされたかどうかという点まで指導監督をする必要がありはしないか、こう思つてあります。しかし、現在の各県の事情を聴取いたしてみますと、壁頭申し上げましたように、ガスの内容自体がきわめて化学的であり、高度の技術を要するといふような点から、実際の監督指導をする陣容が不足しておるといふのが一点であります。なお、これに要します経費がほとんどないといふような状態。現在福岡県等におきましても、そうした監督指導なり保安上の対策を確立するための費用をどうして捻出するかという点について、やはり問題があるようでございます。なお、いま局長が申された保安協会等におきましても、そうした研究、指導の経費等につきましても問題があるようでございますので、この点は特にひとつ留意を願つて、強力な指導をお願いしたいと思います次第でございます。

そこで局長にお尋ねしたいのは、現在技術者の養成講習というふうなものをどうなさつておるかということでございます。どうしてもまずそうした技術者を養成してやらなければなりませんし、これを中心にして業者等の講習がなされて、一般住民のガスに対します知識なり技術の普及徹底がなされると思つてあります。そういう点についてのお考えを承りたいと思います。

なおまた、それと関連をいたしまして、先ほども申し上げましたように、これに對します研究が緒についたというところでもあつたし、なお保安上の指針というふうなものも完全なものが出ていないようでもあります。一部、第一次のものが出たようでございますけれども、もっとこれは積極的に急速に、現在の需要状況から見まして、あるいは事故発生の実況にかんがみまして、整備をされる必要がある、そうした技術者の養成講習なり、あるいはこれに必要でございます指針というふうなものについて、どういう準備がなされておるか、お伺いをいたしたいと思います。

○伊藤政府委員 この保安の関係者に対する教育の点でございますが、現在までのところ、保安協会で講習会あるいは研修会というのを実施をいたしております。そのほかに、昭和四十年年度では、プロパンのスタンドの従業員に対して保安教育講習というものを、これは県で実施をするように、その予算も現在御審議願つております予算案に計上をされておるわけでございます。ただ、保安協会の経費は、会員の拠出する会費でございますので、なかなか十分とは申しかねるわけでございます。こういうものの保安協会の強化につきましても、かねてから努力をいたしておるわけでございまして、さらに努力をいたしたいと思つております。

それから教育の指針の点でございますが、最近保安協会で作成いたしました教育基準というのができております。何ぶんにも新しい分野でございますので、今後もしらにそういうものを抑り下げ、あるいは新しい分野に対するものもつけ加えて、そういう教育計画の基本になる指針、要領というものには整備してまいりたいと考えておるわけでございます。

○三原委員 先般起こりました昭和電工、三井石油化学、川崎製鉄等の事故でございますが、どうもこれは実際の状況を見ますと、工事の下請業者がもつぱら被害を受けたという状態でございますが、これは工場の施設の建設とかあるいは修理とか

かようなものにつきましての工事の方法等について、こうした事故の起こらぬような厳重な規制を加えるというか、指導をする必要があると思ひますが、こういう点についてはどうでございますか。

○伊藤政府委員 これは、工事につきましましては、下請に限りませんので、下請を含めまして、とにかく工事をする場合の作業基準というものは、必要なものは省令に規定をしておるわけでございまして、その方法等につきまして、さらに必要なものは改正をいたしたい。昨年の十一月の省令で、修理に關しまして、事前事後の措置について規定いたしましたのも、そういう事故例にかんがみまして規定をいたしたわけでございます。ことに今後の問題としましては、工事者自身に対して、そういう修理をやります場合の保安についてどう配意すべきかというのを教育をする必要があるわけでございます。これは、各企業に對しまして、保安教育計画を作成する場合、十分これらの点に留意をしまして、下請の業者等を含めて関係者に十分その教育内容が徹底するように指導してまいりたいと考えております。

○三原委員 次に事故があつて、これに對して非常な犠牲者を出してまいるわけでございます。各事故の事後の処置をすべて承つたわけでもございませぬけれども、これも聞くところによりますと、その被害者の補償というふうなものもきわめて微々たるものであつて、まことに氣の毒である、石炭産業等につきましては、初期においてはそういう問題がございましたが、次々に整備されてまいつたようでございます。どうもこうした高圧ガスによりまして事故を受けた被害者の補償というふうなもの、特に死亡した者に対する補償等が制度的にはつきりしていないというふうなことを聞くわけでございますが、こうした保険制度というか、そういう点についての御意見を伺いたいと思ひます。

○伊藤政府委員 事故の場合、被害を受けました労務者につきましては、労災保険のほうで処理を

されておる次第でございますが、一般の第三者の被害につきましては、御指摘のとおり十分なる措置を講ずべきはもちろんのことでございますが、私聞いておるところでは、富山化学の場合、相当被害者が広範にわたったのでありますが、工場のほうで十分な補償をしたというふうに聞いております。また、新しい例でございますが、プロパンのスタンドを建設する場合に、もし周囲の民家等第三者に被害が起きた場合には、その補償を保険会社でやってもらうという損害保険を付しておる例もございます。こういうような措置もあわせ実行することによりまして、第三者の受けた災害については万全の補償がなされるように、御指摘のとおり措置いたしたいと考えておるわけでございます。

○三原委員 以上数点お伺いしたわけでございますが、これは石炭産業の場合にもこうした保安対策で問題になるわけでございますが、保安上、その安全性を確保するための施設、手段等は、いろいろ考えなければならぬわけでございます。しかしこれは実際に使用、消費をいたします者とか、あるいは工場側に立ちますと、経済性の問題を考えた、要するに安全性と経済性の問題等が常に問題になるわけであります。しかし昨今のようにならにこうした大きな災害事故が起こってまいりますれば、この点については、安全性の問題と経済性の問題等についてより具体的に検討を進める必要があると思いますが、こういう点についての意見を伺いたいと思います。

○伊藤政府委員 御指摘のとおり、保安とその生産の経済性との関係というのは適切に調整される必要があるわけでございます。先ほど申し上げましたように、高圧ガスの製造施設の保安距離につきましては、三十八年の春、相当大規模な爆発実験等も行ないまして、その結果、保安距離をきめたわけでございます。であります、その後の状況によりまして、さらにそういう距離につきまして検討を加える必要があることは先ほど申し上げたとおり、現在実施をしておる次第でございます。

ます。ただ無用に高度の規制をいたしますと、それがかえって消費者のほうへはね返ってくるという点もあるわけでございまして、安全を確保する、保安の確保ということはある程度で実行いたさなければならぬわけでございまして、その限度を越えて事業者が負担をかけるということとは、これはまた消費者に対して高いものを買わせるということにも相なりまして、そういう点につきましまして、必要なる保安措置というものは確保させなければならぬわけでございまして、経済性の調整も考えまして必要なる措置を講ずべきであるというふうに考えております。

○三原委員 非常にむずかしい問題だと思えますけれども、石炭産業等におきますあつた事故の実績にかんがみまして、保安上特にひとつ強い監督指導をお願いしたいと思うわけでございます。最後に一つお伺いしたいのは、先ほどからいろいろ局長の御意見等もあつたわけでございまして、需要が非常に拡大してまいり、しかも全国的に広範囲にそうした大勢が出てまいるわけでございまして、しかし高圧ガス自身がきわめて科学的な知識なり専門的な知識を要しますので、法令なり法律というものが保安上制定されてまいるのが後手後手になるというのが今日の状況のようであります。この法律ができたのが昭和二十六年、その後次々に改正はなされておるようでありまして、全般的に法律なり省令自体を再検討する段階にきてはいないかというような声も聞くわけでございます。この点に対しまして考えを伺いたいと思います。

○伊藤政府委員 爆発等の災害の防止という点、これは工場の側としまして非常に重要な問題でございまして、保安技術の向上ということについては非常に努力しておるわけでございまして、新しく工場を建設する場合に、もし爆発をやりますと、これはもうたいへんなことになりまして、そういう点については十分念には念を入れて工場の設計をし建設をやっておるが実情でございます。そのために、外国から技術導入をしたり、あるいは

は国産技術を実行するにつきましても、試験プラント等をつくりまして十分研究した上で生産の段階に入っておるわけでございまして。遺憾ながら、それでも事故が起きる。不注意から起きるものもありましても、予測しないような化学反応、そういうもので事故が発生するというものもあるわけでございまして。そういう保安技術、これは生産に密着しまして、化学製品、原料の製造工程におけるオートメーションによるコントロールというものをいかに十分にやるか、そのための計測装置等をいかに考えるべきか、安全装置をどう配置すべきか、非常にむずかしい問題があるわけでございまして。これは各工場としても研究に大いに力を注いでおりますし、また通産省としまして、例年、そういう化学装置の制御装置につきましまして、工業技術院の研究補助金に特掲して、新しい安全な技術の確立ということにとめておる次第でございます。

そういうことで技術的に、いろいろ新しい事態、日進月歩の科学技術に即応した保安の技術というものを研究はいたしておるわけでございまして。これを法制的にどうつかまえていくかということにつきましてはいろいろむずかしい点もございますので、新しい化学工業に対応する法的規制ということにつきましては、私どもも検討を重ね、各省とも協議をいたしておるわけでございまして。現在のところ、そういう面につきましましてはまだ結論を得ておりません。したがって、この高圧ガス取締法を全面的に改正するかどうかという点につきましてはまだ結論を持っておりません。高圧ガスという点だけでは、最近の化学工業特に石油化学工業等を対象にして考えました場合に、高圧ガス取締法、消防法、労働基準法等の規制がございまして、いろいろ事故が出てまいりますのは、高圧ガスでない部門から出ておる事故もあるわけでございまして。そういう点を技術的、法制的に検討いたしておる次第でございます。したがって高圧ガス取締法だ

けを全面改正するかどうかという点についてはまだ結論を持っておりません段階でございます。

○三原委員 以上で終わります。

○内田委員長 次会は、来週火曜日午前十時から理事会、十時十五分から委員会を開くこととして、本日はこれにて散会いたします。

午前十一時五十八分散会

昭和四十年三月九日印刷

昭和四十年三月十日発行

衆議院事務局 印刷者 大蔵省印刷局